官報
発行　内閣府
（原稿作成　国立印刷局）

目次

〔法　律〕
○物資の流通の効率化に関する法律の一部を改正する法律（一一）　三
〔政　令〕
○老朽化マンション等の管理及び再生の円滑化等を図るための建物の区分所有等に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令（一六七）　六
○マンションの管理の適正化の推進に関する法律施行令の一部を改正する政令（一六八）　七
○著作権法施行令の一部を改正する政令（一六九）　七
○児童福祉法施行令の一部を改正する政令（一七〇）　七
〔府令・省令〕
○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則の一部を改正する命令（内閣府・厚生労働六）　七
〔法規的告示〕
○医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第四条第五項第三号の規定に基づき厚生労働大臣が指定する要指導医薬品の一部を改正する件（厚生労働一一一〇）　八
○医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第四十九条第一項の規定に基づき厚生労働大臣の指定する医薬品の一部を改正する件（同一一一一）　八
〔その他告示〕
○原子力発電施設等立地地域の振興に関する特別措置法第三条第一項の規定に基づき、茨城県の原子力発電施設等立地地域を指定した件（内閣府七〇）　九
○砂防法第二条の土地の指定を解除する件（国土交通六一七）　九
○旅行業法の規定に基づく登録事項の変更の件（観光庁五）　一〇
○海上における射撃訓練を実施する件（防衛一三一～一三七）　一〇
○道路に関する件（九州地方整備局六六、六七）　一〇
〔国会事項〕
内閣　法務省　最高裁判所　一三
〔人事異動〕
〔叙位・叙勲〕　一三
〔官庁報告〕
産　業
日本産業規格（経済産業省）　一三
国家試験
令和八年度裁判所職員採用一般職試験（裁判所事務官、高卒者区分）公告（最高裁判所）　一四
労働保険審査官及び労働保険審査会法第五条の規定に基づく関係事業主を代表する者の候補者の推薦について（厚生労働省）　一五
〔公　告〕
諸　事　項
官庁
前払式支払手段発行者の発行保証金に係る債権の申出、登録個別信用購入あつせん業者の営業の廃止関係　一五
裁判所
相続、公示催告、失踪、除権決定、破産、免責、特別清算、再生、所有者不明関係　一五
会社その他　一六

本号で公布された法令のあらまし

◇物資の流通の効率化に関する法律の一部を改正する法律（法律第二十一号）（国土交通省）

1　目的

この法律の目的として、貨物自動車中継輸送事業について、その計画の認定、その実施に必要な関係法律の規定による許可等の特例等を定めることを追加するものとする。（第一条関係）

2　定義

(1)　「特定貨物自動車中継輸送施設」とは、二以上の貨物自動車が駐車し、又は停留し、及びそれらの貨物を当該貨物自動車相互間で積み替えるまでの間一時的に保管するための施設であって、高速自動車国道その他の物資の流通を結節する機能を有する道路の近傍に立地し、入浴設備を備えた待機所その他の貨物自動車の運転者の疲労を回復するための施設が併設され、並びに荷役に係る停留場所への貨物自動車の出入りの円滑な管理に資する装置、貨物の搬入及び搬出並びに仕分の円滑化を図るための情報処理システムその他の荷役及び荷さばきの効率化に資する設備を有するものとする。

(2)　「貨物自動車中継輸送事業」とは、二以上の一般貨物自動車運送事業者又は特定貨物自動車運送事業者がその一般貨物自動車運送事業又は特定貨物自動車運送事業について運転者一人当たりの一回の運送における貨物自動車の走行距離を短縮することにより当該運転者の過労運転の防止を図りつつ、必要な物資が必要なときに確実に運送されるようにするために行う事業であって、特定貨物自動車中継輸送施設において当該二以上の一般貨物自動車運送事業者又は特定貨物自動車運送事業者の二以上の貨物自動車相互間で運転者の交代又は貨物の受渡しを行うもの（当該特定貨物自動車中継輸送施設を管理する者が当該二以上の一般貨物自動車運送事業者又は特定貨物自動車運送事業者に当該特定貨物自動車中継輸送施設を使用させる場合にあっては、当該使用させる事業を含む。）とする。（第二十九条の二関係）